

岩国市監査告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和5年12月26日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 武 田 伊 佐 雄

令和5年度第1回財政的援助団体等監査結果

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

公の施設 道の駅「ピュアラインにしき」

指定管理者 株式会社ピュアラインにしき

所管部署 錦総合支所 地域振興課

3 監査の実施期間

令和5年10月16日から同年11月8日まで

4 監査委員の交代

監査委員のうち、令和5年11月16日付けで、松川卓司委員が武田伊佐雄委員に交代した。

5 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準（令和2年4月1日制定）に準拠し、当該公の施設の管理に係る指定管理者の出納その他の事務の執行が、基本協定書等の内容に沿って適正に行われたか、また、所管部署の指定管理者に対する指示が適切に行われているかを着眼点として、主として令和4年度の出納事務について、事前に指定管理者及び所管部署に必要な資料の提出を求め、監査当日に関係人から説明聴取などを行うことにより実施した。

6 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和4年度の出納その他の事務の執行処理状況については、その目的に沿って、おおむね適正に行われていると認めた。